

学校教育環境の向上及び学校規模の適正化に関する基本方針

令和 5 年 6 月 23 日神戸市教育委員会決定

神戸市では、人口減少及び少子化のさらなる進行や情報化の進展等といった学校教育を取り巻く情勢の変化を踏まえ、今後の教育環境を改善・向上させる取り組みを進めていくために、学識経験者や保護者、地域団体代表者等で構成する有識者会議を開催し、令和 5 年（2023 年）3 月に意見のまとめの提出を受けました。

この意見を踏まえ、教育環境のさらなる改善・向上を図るために、学校教育環境の向上及び学校規模の適正化に関する基本方針を策定しました。

記

1 これからの学校施設

老朽化した学校施設の物理的な不具合を解消して耐久性を高め、安全安心な教育環境の実現を図っていく。

また、老朽化対策に合わせて、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準に対応させ、社会状況の変化に応じた環境づくりを進めていく。

(1) 学校施設の老朽化対策

- ・ 大規模改修（外壁改修や屋上防水改修、設備の更新、内装改修等）を引き続き計画的に実施することで、施設の長寿命化を図る。
- ・ 築年数や施設の老朽化の程度、学校規模の適正化の取り組み等により、抜本的な対応が必要な場合は、効果やコストを考慮したうえで、増築や建替えを検討する。
- ・ 適時適切な修繕対応や専門業者による定期的な安全点検により、予防保全を計画的に推進する。

(2) 社会状況の変化に応じた環境づくり

学校施設・設備の機能については、情報化や脱炭素化、感染症対策、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインへの配慮といった時代や社会状況の変化への対応という観点を踏まえ、主に以下の取り組みを進め、さらなる機能向上を図る。

- ① 電子黒板や無線 LAN 等、デジタル教材を活用できる ICT 学習環境の整備
- ② 照明器具等の設備の高効率化、太陽光発電設備の整備、木材利用の促進
- ③ 換気を考慮した空調設備の整備、洋便器化や乾式化等のトイレ環境の改善
- ④ スロープ等による段差解消、エレベーターの整備

(3) 地域に開かれた学校づくり

- ・ 子供の学びの場としてだけでなく、学校施設開放事業など、地域に開かれた学校や市民の財産といった観点も踏まえた施設の改修・整備を行う。
- ・ 災害時における避難所として、施設のバリアフリー化や空調整備に加え、備蓄倉庫、非常用発電機等、防災機能の整備を引き続き進める。

2 学校規模の適正化（小規模校対策・大規模校対策）

さらなる人口減少及び少子化の進行に伴い小規模校がますます増加する一方で、大規模校は引き続き一定数存在すると見込まれるため、学校規模の適正化を保護者や地域の方々の理解を得ながら進めていく。

(1) 小規模校対策

小規模の小学校（11 学級以下）については、校区変更や学校統合、義務教育学校への移行について検討する。

なお、これらの対策が困難な場合においては、児童が集団の中で多様な考えに触れることにより社会性を育む機会を確保するために、学校間交流や合同学習等を実施する。

小規模の中学校（8 学級以下）については、校区内に小規模の小学校がある場合が多いことから、小学校の対策に応じて義務教育学校への移行や学園制の実施等について検討する。

【小規模の小学校への具体的な対策】

① 校区変更

- ・ 隣接校が適正規模校又は大規模校であり、適当な通学距離や通学路の安全性を確保できる場合

なお、校区変更が困難な場合は、希望選択制や小規模特認校等の校区の調整について検討する。

② 学校統合

- ・ 隣接校が小規模校又は適正規模校であり、いずれかの小学校において必要なグラウンド面積や教室数を確保できるとともに、適当な通学距離や通学路の安全性も確保できる場合

さらに、統合の検討対象となる 2 小学校とその進学先である中学校の校区が同一であり、当該中学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合は、義務教育学校への移行についても検討する。

③ 義務教育学校への移行

- ・ 統合の検討対象となる 2 小学校とその進学先である中学校の校区が同一であり、いずれの小学校においても必要なグラウンド面積や教室数を確保できないが、当該中学校の敷地及び施設においては必要な教育環境を確保できる場合

- ・ 1 小学校と 1 中学校の校区が同一であり、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合
- ④ 学校間交流及び合同学習等
 - ①～③の対策が困難な場合は、学園制や ICT の活用等による学校間交流及び合同学習等を実施する。

(2) 大規模校対策

大規模の小学校（25 学級以上）については、校区変更や希望選択制について検討する。

なお、これらの対策が困難な場合においては、必要な施設を確保するための改修や増築等を行う。

将来的にも児童数の減少が見込めず、かつ、敷地の確保が可能な場合には、学校の分離新設についても検討する。

大規模の中学校（19 学級以上）についても、学校の状況に応じて、小学校と同様の対策を検討する。

【大規模の小学校への具体的な対策】

- ① 校区変更及び希望選択制
 - ・ 隣接校が小規模校又は適正規模校であり、適当な通学距離や通学路の安全性を確保できる場合
- ② 施設の改修及び増築等
 - 校区変更及び希望選択制が困難な場合は、必要に応じて、教室等の施設の改修や校舎の増築、暫定校舎の整備、近隣の公園等の公共施設の利活用により対応する。

(3) 取り組みの進め方

学校規模の適正化については、市長部局とも連携を図り、保護者や地域の方々の意見を伺い理解をいただきながら、学校ごとに具体的な対策を進めていく。

まずは、学校運営協議会等の場において、学校ごとの現状や将来推計等を踏まえた課題を学校と保護者、地域の方々との間で共有する。そのうえで、教育委員会事務局から学校の状況に応じた具体的な対策案を示し、意見交換や協議を進めながら、教育環境の改善・向上を図っていく。

【参考資料 1】 小中学校施設の築年数状況（令和 5 年 3 月時点） ※100 m²未満の棟は除く

	棟数	割合
全体	1,016 棟	100.0%
25 年未満	161 棟	15.8%
25～49 年	692 棟	68.2%
50 年以上	163 棟	16.0%

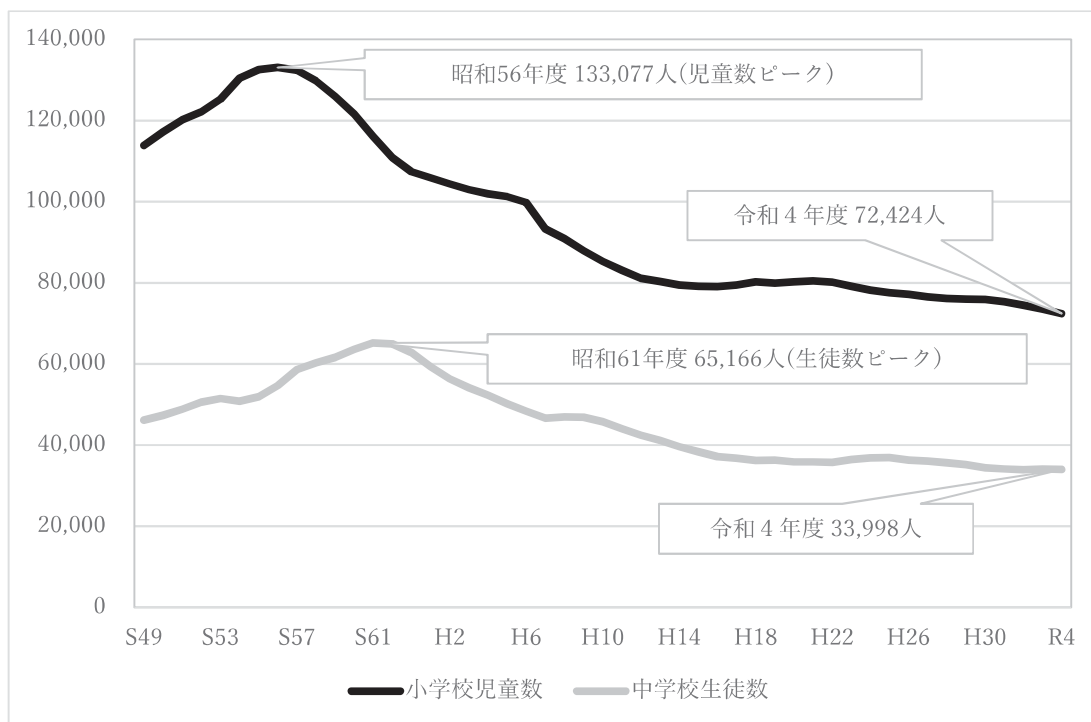
【参考資料 2】 空調設備の整備状況（令和 4 年 9 月時点）

		神戸市		全国平均	
普通教室		100.0%		95.7%	
特別教室		81.4%		63.3%	
体育館等	小学校	68.5%	80.0%	15.3%	
	中学校	95.1%			

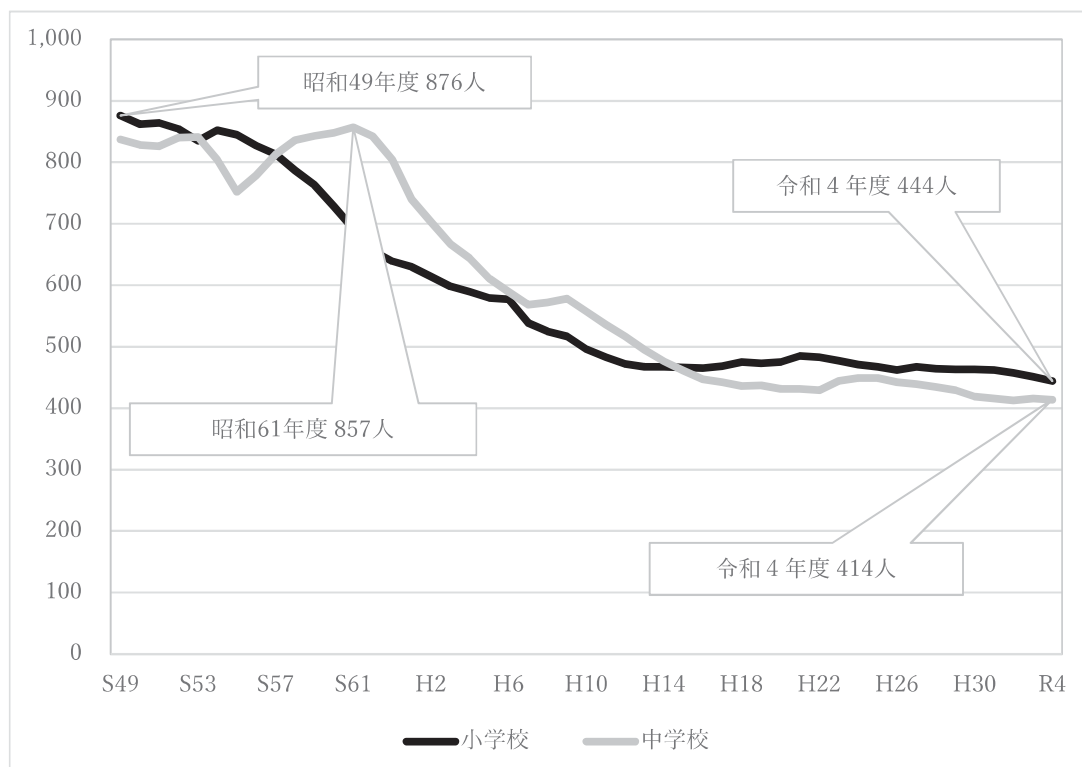
【参考資料 3】 バリアフリー改修の実施状況（令和 4 年 9 月時点）

			神戸市	全国平均
車いす使用者用トイレ	校舎		78.2%	70.4%
	屋内運動場		48.0%	41.9%
スロープ等による段差解消	門から建物（外部）	校舎	91.9%	82.2%
		屋内運動場	77.5%	77.9%
	玄関から教室（内部）	校舎	81.9%	61.1%
		屋内運動場	73.0%	62.1%
エレベーター	校舎		72.6%	29.0%
	屋内運動場		80.7%	70.5%

【参考資料4】 小学校児童数及び中学校生徒数の推移



【参考資料5】 1校あたりの児童生徒数の推移



【参考資料 6】 小規模校（小学校：11 学級以下／中学校：8 学級以下）の推移

小 学 校	年度	S 56	H 4	H14	H24	R 4	R 10 (推計)
	小規模校数 (構成比)	19 校 (11.8%)	30 校 (17.3%)	45 校 (26.5%)	49 校 (29.5%)	54 校 (33.1%)	71 校 (43.6%)
	うち 6 学級以下	10 校 (6.2%)	21 校 (12.1%)	22 校 (12.9%)	22 校 (13.3%)	26 校 (16.0%)	28 校 (17.2%)
	学校数計	161 校	173 校	170 校	166 校	163 校	163 校
中 学 校	年度	S 61	H 4	H14	H24	R 4	R 10 (推計)
	小規模校数 (構成比)	5 校 (6.6%)	6 校 (7.4%)	13 校 (15.7%)	14 校 (17.1%)	19 校 (23.2%)	26 校 (31.7%)
	うち 3 学級以下	2 校 (2.6%)	1 校 (1.2%)	2 校 (2.4%)	3 校 (3.7%)	5 校 (6.1%)	5 校 (6.1%)
	学校数計	76 校	81 校	83 校	82 校	82 校	82 校

※ 小学校児童数は昭和 56 年度、中学校生徒数は昭和 61 年度がピーク。

学級数には、特別支援学級は含まない

【参考資料 7】 大規模校（小学校：25 学級以上／中学校：19 学級以上）の推移

小 学 校	年度	S 56	H 4	H14	H24	R 4	R 10 (推計)
	大規模校数 (構成比)	51 校 (31.7%)	29 校 (16.8%)	15 校 (8.8%)	24 校 (14.5%)	18 校 (11.0%)	15 校 (9.2%)
	うち 31 学級以上	24 校 (14.9%)	11 校 (6.4%)	4 校 (2.4%)	5 校 (3.0%)	7 校 (4.3%)	3 校 (1.8%)
	学校数計	161 校	173 校	170 校	166 校	163 校	163 校
中 学 校	年度	S 61	H 4	H14	H24	R 4	R 10 (推計)
	大規模校数 (構成比)	43 校 (56.6%)	34 校 (42.0%)	12 校 (14.5%)	11 校 (13.4%)	6 校 (7.3%)	8 校 (9.8%)
	うち 31 学級以上	9 校 (11.8%)	0 校 (0.0%)	0 校 (0.0%)	0 校 (0.0%)	1 校 (1.2%)	0 校 (0.0%)
	学校数計	76 校	81 校	83 校	82 校	82 校	82 校

※ 小学校児童数は昭和 56 年度、中学校生徒数は昭和 61 年度がピーク。

学級数には、特別支援学級は含まない

これからの社会を生きる子供たちのために…

「学校教育環境の向上及び学校規模の適正化に関する基本方針」 保護者説明会

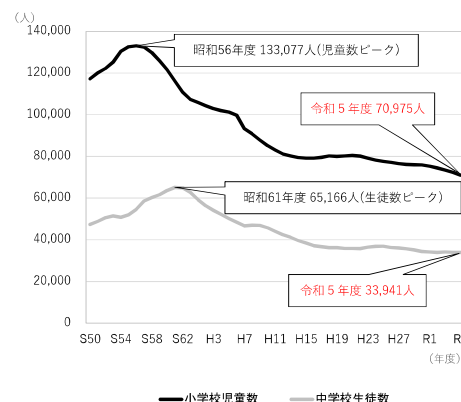
令和6年10月23日(水) 1回目:9:30~10:30、2回目:14:30~15:30
神戸市教育委員会事務局 学校環境整備課

○本日の予定

1. 学校教育環境の向上及び学校規模の適正化に関する基本方針
2. 竜が台中学校 校区図・推計
3. 小規模校の良さと課題(一例)
4. 学校運営協議会における話し合いの内容
5. 今後の予定
6. その他

【児童生徒数はピーク時の約半数に】

- (1) 小学校
ピーク時：約13万人(昭和56年度)
令和5年度：約7万1千人
- (2) 中学校
ピーク時：約6万5千人(昭和61年度)
令和5年度：約3万4千人



さらに減少傾向に…

【小規模な学校が年々増加】

小学校	昭和56年度 (161校)	令和5年度 (163校)	中学校	昭和61年度 (76校)	令和5年度 (82校)
小規模校	19校 (約11.8%)	56校 (約34.4%)	小規模校	5校 (約6.6%)	18校 (約22.0%)
大規模校	51校 (約31.7%)	18校 (11.0%)	大規模校	43校 (約56.6%)	8校 (約9.8%)

【神戸市が考える望ましい学校規模】

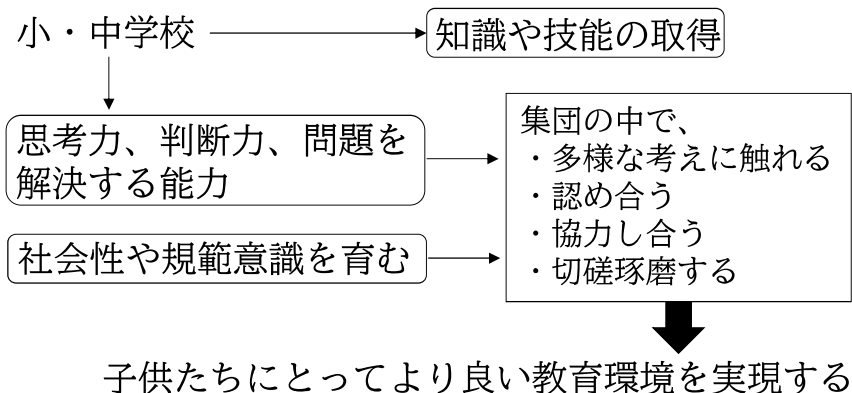
	小規模校	適正規模校	大規模校
小学校	11学級以下	12～24学級	25学級以上
中学校	8学級以下	9～18学級	19学級以上

【小規模校の主な課題】

- ・ 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
- ・ 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。
- ・ 児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
- ・ クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
- ・ 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。

文部科学省「公立小学校・中学校の規模適正・適正配置等に関する手引き」および中央教育審議会初等中等教育分科会「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」（第8回）配布資料を参考

【取り組みの必要性】

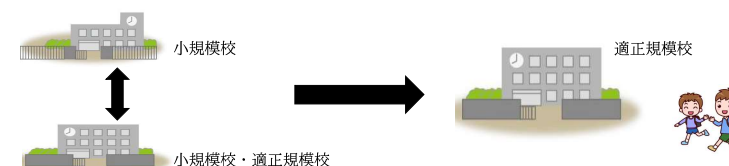


【具体的な取り組み(小規模校対策)】

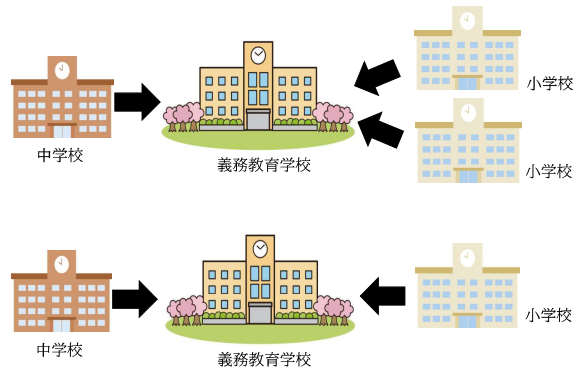
① 校区変更等



② 学校統合



③ 義務教育学校への移行



小中一貫した
9年間の教育課程

【学校が適正規模になることで期待される効果】

- ・ 良い意味での競い合いが生まれる、向上心が高まる。
- ・ 以前よりもたかましくなる、教師に対する依存心が減る。
- ・ 社会性やコミュニケーション能力が高まる。
- ・ 切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上する。
- ・ 友人が増える、男女比の偏りが少なくなる。
- ・ 多様な意見に触れる機会が増える。
- ・ 異学年交流が増える、集団遊びが成立するようになる、休憩時間や放課後での外遊びが増える。
- ・ 学校が楽しいと答える子が増える。
- ・ 進学に伴うギャップが緩和される。
- ・ 多様な進路が意識されるようになる。

文部科学省「公立小学校・中学校の規模適正・適正配置等に関する手引き」を参考

【取り組みを進めるにあたって】

子供・保護者 ←→ 学校 (教職員) ←→ 地域

○神戸市教育委員会のHPにも掲載されています。

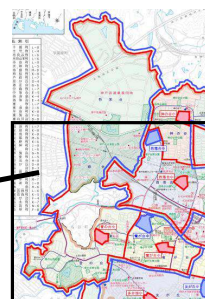
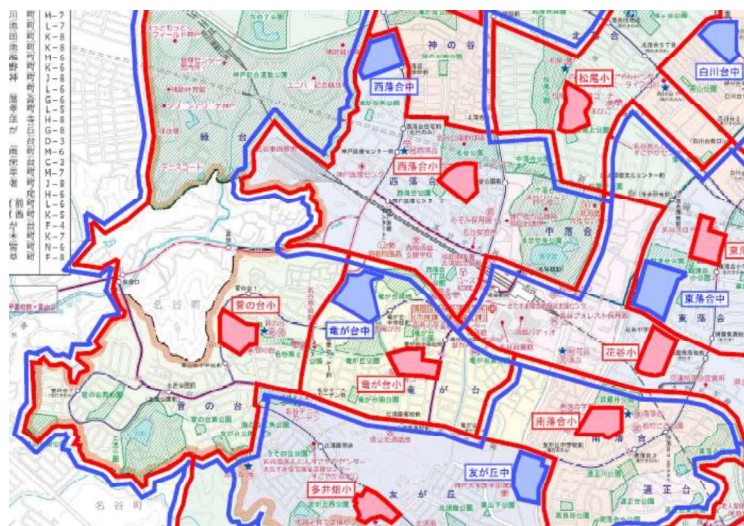
・ URL
<https://www.city.kobe.lg.jp/all243/kosodate/gakko/school/shokiboko-tekisekibo.html>

・ 二次元コード



○本日の予定

1. 学校教育環境の向上及び学校規模の適正化に関する基本方針
2. 竜が台中学校 校区図・推計
3. 小規模校の良さと課題(一例)
4. 学校運営協議会における話し合いの内容
5. 今後の予定
6. その他



竜が台中学校区 校区周辺図
 小学校区
 中学校区

BE KOBE

BE KOBE

	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
生徒数	179	180	180	160	160	170	170
学級数	6	6	6	6	6	6	6

令和6年5月1日現在

※上段：生徒数（令和7年度以降は1の位を四捨五入して表示）

※下段：学級数

※特別支援学級の生徒及び学級数は含まず

○本日の予定

1. 学校教育環境の向上及び学校規模の適正化に関する基本方針

2. 竜が台中学校 校区図・推計

3. 小規模校の良さと課題(一例)

4. 学校運営協議会における話し合いの内容

5. 今後の予定

6. その他

BE KOBE

BE KOBE

良さ	課題
・校外学習を行いやすい。 ・お互いのことを認め合っている。 ・男女の隔てがない。 ・教職員が子供たち一人一人のことを共通理解して接することができる。 ・施設面で、急な時間割変更等にも対応しやすい。	・行事の際の活気が少ない。 ・多様な学習形態を行いにくい。 ・クラス替えができない。 ・一度人間関係が崩れると学校生活が厳しくなる。 ・人間関係の固定化が生じてくる。 ・教職員への依存度が高まる。 ・社会性が身につけにくい。 ・教職員の負担が大きい。 ・急な対応が必要となった際に手が足りない。 ・単学級の中に転入しにくい。

○本日の予定

1. 学校教育環境の向上及び学校規模の適正化
に関する基本方針
2. 竜が台中学校 校区図・推計
3. 小規模校の良さと課題(一例)
4. 学校運営協議会における話し合いの内容
5. 今後の予定
6. その他

【竜が台中学校 学校運営協議会における話し合いの内容】

- ① 生徒数・学級数の推計
- ② 学校教育環境の向上及び学校規模の適正化に関する基本方針
- ③ 小規模校の課題と取り組みの内容
- ④ 小規模校の良さと課題(一例)
- ⑤ 小中一貫教育(制度・良さと課題・求められる背景)
- ⑥ 義務教育学校について

【学校運営協議会委員からの主なご意見】

- ・周辺校でも少子化が進んでいることと、中学校区が広いということから考えると校区変更や中学校同士の統合は難しいと思う。
- ・竜が台小学校と菅の台小学校は共に学校の規模が小さいので、以前から統合されるのではないかと噂があった。中学校も小規模であるということを考慮すると、中学校は両小学校の真ん中にあるので立地的には義務教育学校への移行が可能ではないか。
- ・義務教育学校へ移行したとしても、生徒数は変わらない。どのような効果があるのか。
- ・社会性の形成にはある程度の人数と年齢の幅が必要だと思うので、竜が台中学校で小中学生と一緒に学ぶことに意義があると思う。
- ・9年間同じ場所で過ごすのであれば、子供たちが節目節目で切り替えができるような教育の仕組みを考えていく必要がある。
- ・保護者からの意見を幅広く聞いて進めてほしい(特に未就学児や低学年)。

【参考：他校の学校運営協議会における話し合いの内容】

竜が台小学校	菅の台小学校
① 児童数・学級数の推計	① 児童数・学級数の推計
② 学校教育環境の向上及び学校規模 適正化に関する基本方針	② 学校教育環境の向上及び学校規模 適正化に関する基本方針
③ 小規模校の課題と取り組みの内容	③ 小規模校の課題と取り組みの内容
④ 小規模校の良さと課題(一例)	④ 小規模校の良さと課題(一例)
⑤ 校区変更について	⑤ 小中一貫教育
⑥ 小中一貫教育 (制度・良さと課題・求められる背景)	(制度・良さと課題・求められる背景)
	⑥ 義務教育学校について

BE KOBE

○本日の予定

1. 学校教育環境の向上及び学校規模の適正化
に関する基本方針

2. 竜が台中学校 校区図・推計

3. 小規模校の良さと課題(一例)

4. 学校運営協議会における話し合いの内容

5. 今後の予定

6. その他

BE KOBE

令和6年10月

- ・保護者説明会(1時間程度)
- ・学校運営協議会

令和6年12月

- ・保護者説明会の内容について全家庭へ報告予定

令和7年2月

3月

- ・保護者説明会(1時間程度)予定
- ・学校運営協議会
- ・保護者説明会の内容について全家庭へ報告予定

BE KOBE

○本日の予定

1. 学校教育環境の向上及び学校規模の適正化
に関する基本方針

2. 竜が台中学校 校区図・推計

3. 小規模校の良さと課題(一例)

4. 学校運営協議会における話し合いの内容

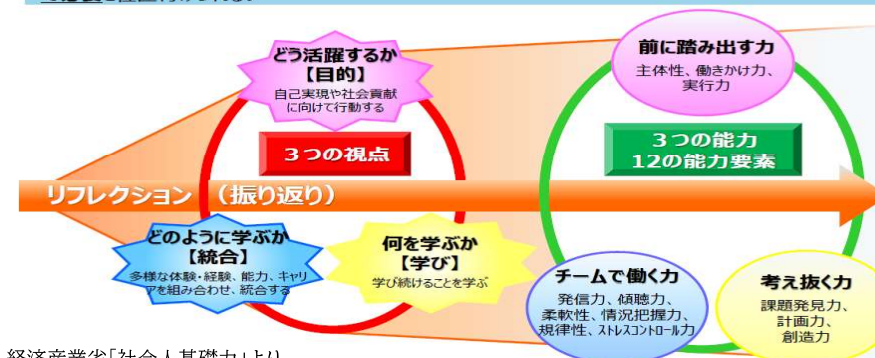
5. 今後の予定

6. その他

BE KOBE

「人生100年時代の社会人基礎力」とは

「人生100年時代の社会人基礎力」は、これまで以上に長くなる個人の企業・組織・社会との関わりの中で、ライフステージの各段階で活躍し続けるために求められる力と定義され、社会人基礎力の3つの能力/12の能力要素を内容としつつ、能力を発揮するにあたって、自己を認識してリフレクション(振り返り)しながら、目的、学び、統合のバランスを図ることが、自らキャリアを切りひらいていく上で必要と位置付けられる。



経済産業省「社会人基礎力」より

学習指導要領の改訂

小学校：2020年度（令和2年度）、中学校：2021年度（令和3年度）

・学校での学びを通じ、子供たちが「生きる力」を育む



予測困難な時代

- ・グローバル化
- ・人工知能、AIなどの技術革新



子供たちに求められる力

- ・自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力



【アンケートにご協力ください】

二次元コードを読み取っていただき、ご回答ください。

今後の参考にさせていただきます。よろしくお願いします。

アンケートはこちらから→

もしくは、

<https://forms.office.com/r/wg3ATv9Mz9>